

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の組織)

第2条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第8条及び条例第7条の規定に基づき、名張市空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

2 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 協議会は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者をもって構成する。

(1) 地域住民の代表者

(2) 法務に関する有識者

(3) 不動産に関する有識者

(4) 建築に関する有識者

(5) 福祉に関する有識者

(6) 文化に関する有識者

(7) 市職員

(8) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 市長は、あらかじめ指名する者をその代理の委員とすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(報告及び立入調査に係る様式)

第2条の2 市長は、法第9条第2項及び条例第11条第2項の規定により、空家等（法第2条第1項に規定する空家等をいう。以下この条において同じ。）の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させるときは、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）を送付することにより行うものとする。

2 空家等の所有者等は、前項の規定により報告するとき、空家等に係る事項に関する報告書（様式第2号）により行うものとする。

3 法第9条第3項本文の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第3号）を送付することにより行うものとする。

(調査員証の様式)

第3条 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書の様式は、空家等立入調査員証（様式第4号）

とする。

（助言又は指導に係る様式）

第4条 法第13条第1項及び条例第12条第1項の規定による指導は、管理不全空家等に対する指導書（様式第5号）を送付することにより行うものとする。

2 法第22条第1項及び条例第12条第2項の規定による助言又は指導は、特定空家等に対する指導（助言）書（様式第6号）を送付することにより行うものとする。

3 条例第12条第3項の規定による助言又は指導は、管理不全状態の空家等に対する指導（助言）書（様式第7号）を送付することにより行うものとする。

（勧告に係る様式）

第5条 法第13条第2項及び条例第12条第1項の規定による勧告は、管理不全空家等に対する勧告書（様式第8号）を送付することにより行うものとする。

2 法第22条第2項及び条例第12条第2項の規定による勧告は、特定空家等に対する勧告書（様式第9号）を送付することにより行うものとする。

3 条例第12条第4項の規定による勧告は、管理不全状態の空家等に対する勧告書（様式第10号）を送付することにより行うものとする。

（命令に係る様式）

第6条 法第22条第4項に規定する通知書の様式は、特定空家等に対する命令に係る事前の通知書（様式第11号）とする。

2 法第22条第3項及び条例第12条第2項の規定による命令は、特定空家等に対する命令書（様式第12号）を送付することにより行うものとする。

3 前項の特定空家等に対する命令書の様式は、法第22条第4項の意見書の提出の有無及び同条第5項の公開による意見の聴取の実施の有無により、適宜修正することができる。

4 法第22条第13項の標識の様式は、標識（様式第13号）とする。

（代執行に係る様式）

第7条 法第22条第9項及び条例第12条第2項の規定による代執行（以下この条において単に「代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の戒告は、特定空家等に対する戒告書（様式第14号）を送付することにより行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の代執行令書の様式は、特定空家等に対する代執行令書（様式第15号）とする。

3 代執行に係る行政代執行法第4条の証票の様式は、執行責任者証（様式第16号）とする。

4 前3項に規定する様式は、代執行に係る措置の内容により、適宜修正することができる。

（緊急安全措置等従事証明書の様式）

第8条 条例第13条第3項（条例第14条において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書の様式は、空家等に係る緊急安全措置等従事者証（様式第17号）とする。

(支援法人の指定)

第9条 空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）に係る法第23条第1項の規定による指定（以下単に「指定」という。）の申請は、空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第18号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 全部事項証明書
- (3) 役員の略歴書
- (4) 空家等管理活用支援法人事業計画書（様式第19号）
- (5) 空家等管理活用支援法人収支予算書（様式第20号）
- (6) 直近の年度の事業報告書
- (7) 直近の年度の収支決算書
- (8) 組織体系図等の人員及び体制がわかる書類
- (9) 活動実績がわかる書類
- (10) 個人情報の管理方法及び漏えい防止のための措置の状況がわかる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしないものとする。

- (1) 第14条第2項の規定により、指定を取り消された者であって、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの
- (2) 名張市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成30年告示第62号）第2条第8号に規定する暴力団、若しくは同条第9号に規定する暴力団関係者ではない者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 役員において、次のア又はイのいずれかに該当する者がいる者
 - ア 破産手続の開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の指定が不相当と市長が認めた者

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、速やかに当該申請を審査し、指定の可否を決定し、空家等管理活用支援法人指定（不指定）決定通知書（様式第21号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 指定の期間は、3年以内とする。

5 法第23条第2項の規定による公示は、次に掲げる事項を告示することにより行うものとする。

- (1) 支援法人の指定番号
- (2) 支援法人の名称又は商号

- (3) 支援法人の住所及び事務所又は営業所の所在地
 - (4) 指定年月日及び指定期間
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- (公示事項の変更)

第10条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、空家等管理活用支援法人公示事項変更届出書（様式第22号）を市長に提出することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による届出があった場合における法第23条第4項の規定による公示は、当該届出に係る事項について告示することにより行うものとする。
- (指定の変更等)

第11条 支援法人は、その指定を受けた事業（以下「事業」という。）の内容その他前条第1項の規定により届け出なければならない事項以外の事項について変更しようとするときは、空家等管理活用支援法人指定変更申請書（様式第23号）に必要な書類を添付して市長に提出することにより申請し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、速やかに当該申請を審査し、承認の可否を決定し、空家等管理活用支援法人承認（不承認）決定通知書（様式第24号）により、当該申請をした者に通知するものとする。
- (事業計画等の報告等)

第12条 支援法人は、毎年度4月30日までに、当該年度における事業の計画及び予算について、空家等管理活用支援法人事業計画書及び空家等管理活用支援法人収支予算書を市長に提出することにより、報告しなければならない。

- 2 支援法人は、その年度の事業が完了したときは、当該年度の3月31日までに、空家等管理活用支援法人事業実施報告書（様式第25号）及び空家等管理活用支援法人収支決算書（様式第26号）を市長に提出することにより、報告しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、支援法人若しくは支援法人であった者若しくは支援法人の従業者であった者に対し、その事業について、報告を求め若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭させ、又は本市職員をして質問させ、若しくは書類その他の物件を検査させることができる。
- (改善命令)

第13条 法第25条第2項の規定による命令は、空家等管理活用支援法人改善命令書（様式第27号）により行うものとする。

(指定の取消し)

第14条 支援法人は、その指定に係る事業を中止し、又は廃止しようとするときは、空家等管理活用支援法人指定取消届出書（様式第28号）を市長に提出することにより、届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき、前条の規定による命令に違反したと認めるとき、支援法人が第9条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときその他指定に関し不正があったときは、その指定を取り消し、空家等管理活用支援法人指定取消通知書（様式第29号）により、当該届出をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該指定に係る第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項及び指定の取消年月日を告示するものとする。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和7年6月1日までの間における第9条第2項第3号イの規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。同日以後における同日前にした行為に対する同号の規定の適用についても、同様とする。